



## 微量 PCB 汚染廃電気機器の処理推進 について検討 環境省

環境省は、平成 24 年 3 月 6 日の第 5 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理推進のための施策等について、以下の点について検討を行いました。

- ・平成 21～23 年度に行われている無害化処理施設の認定事業者に対する税制優遇措置について、平成 24 年度以降も継続して行うこと
- ・無害化処理施設における絶縁油を焼却する際の焼却温度について、1,100℃未満(850℃以上)の焼却処理施設においても、無害化処理施設の認定対象とすること
- ・PCB 廃棄物となる機器の数量を削減するため、使用中のトランスについて、絶縁油を入れ替えて一定期間課電することにより内部部材の洗浄を行い、その後、絶縁油の測定により汚染の有無を確認する課電自然循環洗浄法を活用すること
- ・移動困難な大型の機器に対して移動式の処理方法や OF ケーブルの処理方法など様々な機器に対応する処理方法

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 2012 年 3 月 6 日付 「第 5 回 PCB 廃棄物適正  
処理推進に関する検討委員会」 資料

衛生技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 高懸念物質\(SVHC\)を含む可能性がある消費者用品に関する情報を公開 ECHA](#)
- [2. 水質汚濁防止法における項目追加等の意見募集結果及び答申の実施 環境省](#)
- [3. 水生生物保全環境基準への項目追加 環境省](#)
- [4. 「有機顔料中に副生するPCBに関するリスク評価検討会」開催](#)

## 放射性物質による局所的汚染箇所への 対処ガイドラインを公表 環境省

環境省は 3 月 12 日、「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン」を公表し、局所的汚染箇所の発見方法及び発見された場合の対処方法等を示しました。

平成 23 年 8 月に「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下、「特措法」という。)が公布されましたが、特措法対象外の地域においても放射性物質により局所的に汚染された箇所の存在が報告されているため、環境省では、これらの局所的汚染箇所、特に放射性物質を含む雨水排水によって土壌等が汚染された箇所の効率的な発見方法や、発見後の詳細な調査方法等の他、その取組を実施する際の留意点等を整理し、本ガイドラインとしてとりまとめたものになります。

区市町村等が、その区域内における汚染状況を重点的に調査する場合、又はこれらの調査により局所的汚染箇所が発見され、その対処方法を検討する場合は、本ガイドラインの適用範囲となります。

本ガイドラインでは、放射性物質セシウム 134 及び 137 を対象とし、測定装置は、GM サーベイメータ及び NaI シンチレーションサーベイメータの使用を規定しています。

当社は、GM サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ及びゲルマニウム半導体検出器を所有しており、これら放射性物質の分析が可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 3 月 12 日付 環境省報道発表資料

環境分析部 白垂力



## 放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定を開始しています。

